

「建築物に附置すべき駐車施設に関する条例」第9条の運用基準について

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例第9条（附置の特例）について、「交通の安全及び円滑化、良好な街並みの形成又は土地の有効な利用に資すると市長が認める場合」とは、下記の「1．附置の特例を認める場合の要件」のいずれかに該当し、かつ「2．隔地駐車場の要件」を全て満足する場合とする。

1．附置の特例を認める場合の要件

(1)交通の安全及び円滑化に資する場合

前面道路に自動車の出入口を設けることが法令等に抵触する場合

前面道路に通行規制があり、自動車の出入りが禁止されている場合

敷地に至る道路の幅員が狭く、自動車の通行が著しく困難な場合

前面道路の歩行者又は自動車の交通事情等から、自動車の出入口を設けることが適当でないと認められる場合

(2)土地の有効な利用に資する場合

敷地の間口が狭小又は面積が過小であり、駐車施設を設けることが著しく困難な場合

建築主が当該敷地の近くに駐車施設を設け、又は所有している場合

(3)良好な街並みの形成に資する場合

敷地が商店街にのみ面している場合

景観法に基づく景観計画区域で、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として駐車場の出入口を設けない旨の定めがある道路にのみ面している場合

2．隔地駐車場の要件

建築敷地と隔地駐車場の距離が概ね200m以内であること

他の用途への転用のおそれがないこと

建築主が所有する土地又は建築物に設置する場合を除き、長期間の賃貸借契約を締結すること

機械式駐車場である場合を除き、原則として駐車位置を固定すること

車いす用の駐車施設については、原則として隔地駐車場は認めない

隔地駐車場の位置、台数等の周知の徹底を図ること

3．手続等

附置の特例を受ける場合には、あらかじめ、理由書、誓約書、賃貸契約書の写し（賃貸契約前においては隔地駐車場の所有者の承諾書）及び隔地駐車場の周知計画書を提出すること

やむを得ず確保していた駐車場が利用できなくなった場合、速やかに他の駐車場を確保するとともに、条例第10条に基づく変更の手続を行うこと

4．附則

この運用基準は、平成18年7月1日から施行する。